

船舶事故調査報告書

令和3年3月3日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委 員 佐藤 雄 二（部会長）
委 員 田 村 兼 吉
委 員 岡 本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和2年8月12日 07時00分ごろ～15時05分ごろの間）
発生場所	不明（長崎県長崎市樺島沖 ^{かは} ）
事故の概要	漁船 ^{はるか} 遥丸は、出港した後、船長が落水して溺死した。 遥丸は、船尾部外板の破損等を生じた。
事故調査の経過	令和2年8月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 遥丸、1.53トン NS3-47285（漁船登録番号）、個人所有 5.09m（Lr）×1.74m×0.79m、FRP ガソリン機関、30kW（動力漁船登録票による）、昭和57年1月29日
乗組員等に関する情報	船長 男性 72歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年12月19日 免許証交付日 令和2年2月27日 （令和7年7月4日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	船尾部外板に破損、船尾部物入に破損、両舷ブルワークに亀裂、破口、船外機の脱落等（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3 海象：うねり 波向南西、波高約1.0～1.5m、水温 約28℃
事故の経過	本船及び瀬渡船の船舶所有者（以下「船舶所有者」という。）は、令和2年8月12日05時ごろ瀬渡船に乗り組み、長崎市樺島漁港の北東側から出港した後、樺島の周りを時計周りに移動しながら釣りをを行い、07時00分ごろ同漁港に帰港した。 船舶所有者は、樺島漁港に帰港した際、出港時に同漁港に係留されていた本船がいなくなっており、付近の岸壁に船長の自家用車が駐車しており、また、樺島の周りでは本船を見掛けなかったため、07時

00分ごろ自身が瀬渡船で榊島大橋を通過して榊島漁港の北東側から入港している間に、船長が、本船に乗船し、入れ違いに榊島漁港北西側の^{たいりょう}大漁橋を通過して出港したものだと思った。

船舶所有者は、ふだん09時ごろには帰港している船長が帰港しないので、10時ごろ船長の携帯電話に連絡したところ、電波の届かない場所にいるか、電源が入っていない状態である旨の音声ガイダンスが流れて電話が繋がらず、その後も電話が繋がらなかった。

船舶所有者は、本船を探す目的で、12時ごろ瀬渡船で榊島漁港を出港し、榊島周辺の捜索を行ったが、本船を発見できなかったため、知人の漁業者と連絡を取り合い、14時ごろから地元の漁業者と10数隻で本船の捜索を始めた。

地元の漁業者から連絡を受けた長崎県水難救済会の救難所員は、海上保安部に通報して本船の捜索を依頼した後、救難所所属の船舶で本船の捜索を行っていたところ、15時05分ごろ榊島漁港北西方沖で漂流している船長を発見した。

船長は、地元の漁業者の漁船に揚収されて榊島漁港に搬送されたものの死亡が確認され、医師により溺死と検案された。

本船は、16時00分ごろ榊島南西岸付近の岩場に転覆した状態で漂流しているところを地元の漁業者により発見されたが、うねりが高く岩場から引き出すことができず、16日の午後にうねりが収まったので、地元の漁業者の漁船で岩場から引き出され、榊島漁港にえい航された。(写真1参照)



写真1 本船

(付図1 事故発生場所概略図 参照)

その他の事項

船長は、約10年前から知人の船を借りて榊島周辺で釣りをするようになり、本船では2～3年前から、昔からの知り合いである船舶所有者から本船を借りて釣りに出掛けていた。

船舶所有者によれば、本船は、本事故前、船体や船外機に不具合はなかった。

船長の家族によれば、本事故前、船長の健康状態に問題はなかった。

船長は、本事故当日、06時15分ごろ自家用車で自宅を出発し、

	<p>自治会の行事に参加していた。</p> <p>船長の家族は、本事故当日、本船で出港することを船長から聞いていなかった。</p> <p>船長は、発見時、首掛け型膨脹式の救命胴衣を着用し、うつ伏せ状態で浮いていた。</p> <p>船長は、ふだん携帯電話を胸ポケットに入れていたが、発見時、携帯電話を身に付けていなかった。</p> <p>海上保安庁の情報によれば、潜水士による調査で、本船には、他船と衝突したような痕跡はなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長は、溺死した。</p> <p>船長は、12日07時00分ごろに樺島漁港を本船で出港した後、15時05分ごろ同漁港北西方沖で漂流しているところを発見されたことから、この間において、本船から落水したものと考えられるが、目撃者がおらず、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が出港後、船長が落水して溺死したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防水パックに入れるなどの防水処置を施した携帯電話を常に身に付け、緊急時の連絡手段を確保しておくこと。

付図1 事故発生場所概略図

